

北島町探索ウォーキング

和田地区社会福祉協議会

享保4年(1719)の家数・人口 家数46 人数234 (男143 女191) 百姓21
水呑25 大工9 木挽1 馬5疋

I 道 標① この道標は、秋葉山常夜燈の脇に北島村民が立てた。天竜川駅開設当時の貴重な道標である。

東面 西面 南面 北面

大 北 正 嶋 七 青 年 二 會 月 建 之	寄 附 神 谷 眞 一 郎	左直右 篠下上下 ヶ堀石 瀬天田 原王笠 島方井 面道	左直右 東篠下 海ヶ堀 道瀬天 天原王 竜島方 川方面 驛面道
--	-------------------------------------	---	--

- ◆ 明治22年 東海道本線開通
- ◆ 明治25年9月20日, 貨物取扱所(浜松駅出張所)として発足。
- ◆ 明治31年7月11日, 天竜川駅開設。旅客が乗降できるようになった。
- ◆ 大正2年3月, 天竜川鉄橋工事完了。
- ◆ 大正2年8月, 複線化完了。
- ◆ 大正7年, 常夜燈の脇に北島村民が道標を立てた。
そのころ, 橋羽村でも天竜川駅乗降客のための道標を2基立てた。
- ◆ 大正13年 道標「停車場近道」 橋羽村青年団建立
- ◆ 大正13年 道標「左天龍川駅」 橋羽村青年団建立

道 標②

左図の道標は、平成になってからも松隠庵にあった。現在は見当たらない。探してみたい道標である。 安政6年(1859)7月16日の建立。中央に仏像が彫ってある。安新町に残されている道標は嘉永元年(1848)の建立であるから、この二つの道標は江戸時代末期のもので、「あきはみち」をつなぐものである。当時は秋葉寺三尺坊の信仰であった。江戸中期ごろから秋葉信仰が盛んになり、各地に秋葉講が組織され、参詣がたえなかった。「あきはみち」の道標や常夜燈が各地に築かれ秋葉詣での旅を容易にした。 道標①, 道標②の「石田笠井 道」は「あきはみち」の表示である。

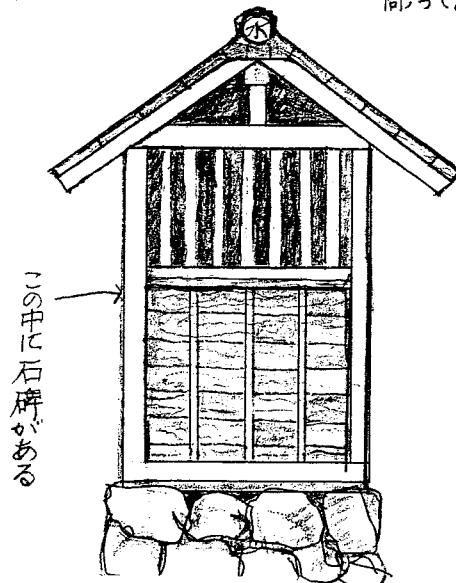
左右 天石 田 王笠 井 道道	左 や く し 道
--------------------------------	-----------------------

中央に仏像が彫ってある道標

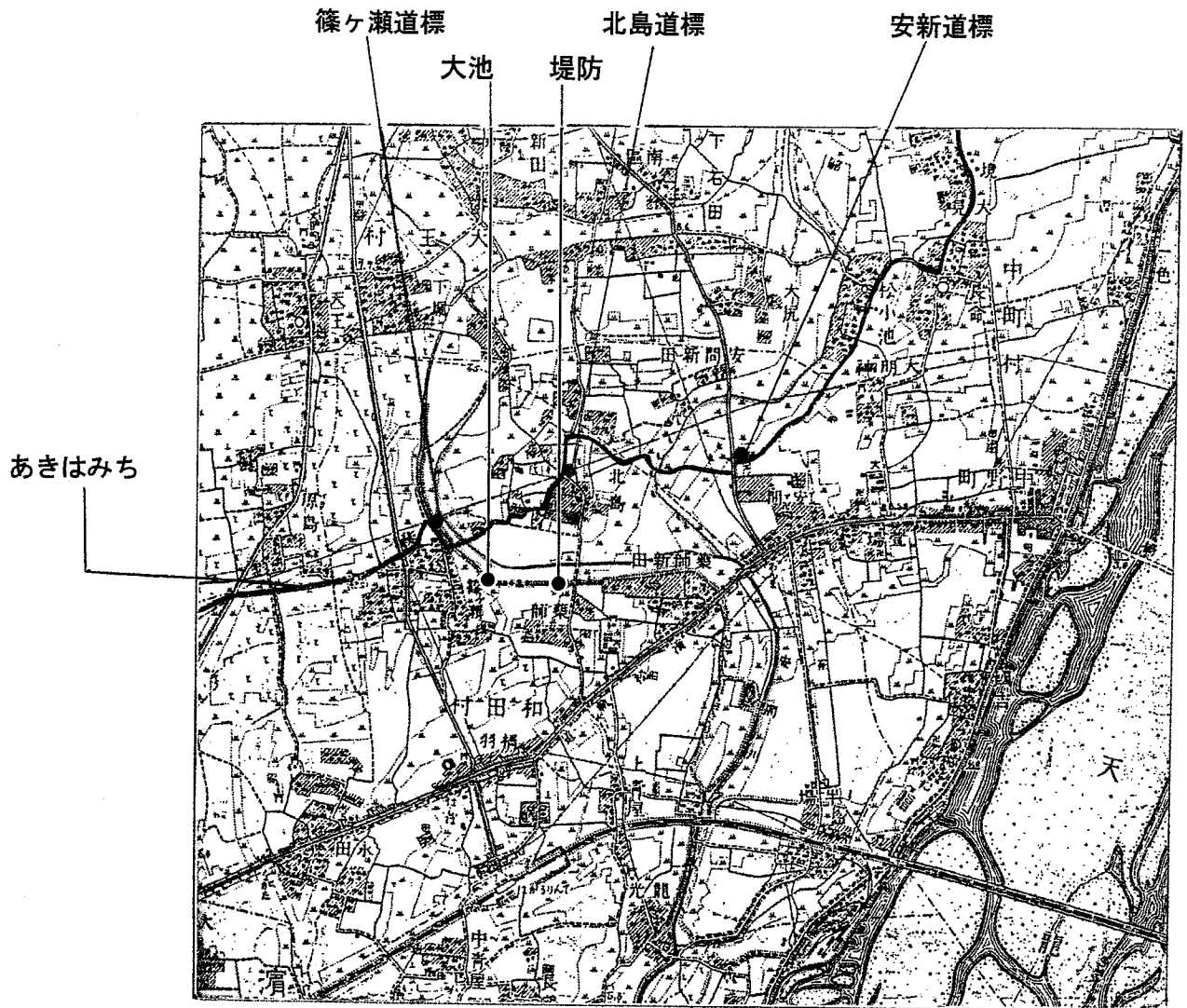
II 秋葉常夜燈

北島町の常夜燈は、柱状の石碑をかぶせるように建ててある。昼間も灯がともっているが、中が暗くて刻んである文字が読めない。地元の人たちに聞いてみたい。分かり次第資料を補充する。

III あきはみち



篠ヶ瀬町の道標⇒北島町の道標⇒安新町の道標は「あきはみち」に築かれている。



大正 14 年 大日本帝国陸地測量部の地形図

IV 松 隠 庵

開山 正厳春覚

寛永 20 年 (16439)

～六道地蔵尊の救い～

- 法性地蔵： 手に香を持ち、人々の苦しみや悩みを受けてくれる。
- 地持地蔵： 手に念珠 を持ち、生死の迷いや苦しみから救ってくれる。
- 宝陵地蔵： 合掌し生きとし生けるものを皆 解脱せしめ、天上界に導いてくれる。
- 陀羅尼地蔵： 手に宝珠を持ち、飢えから救ってくれる。
- 宝印地蔵： 手に旌旗を持ち、欲しい にくい かわいいなど修羅の苦しみから救ってくれる。
- 鶏兜地蔵： 手に錫杖（しゃくじょう）を持ち、生死の大海から救ってくれる。

十 王 堂

極彩色の仏像

十人の王が娑婆^{しゃば}で犯した罪の裁断をする。これにより、来世の世界が定まる。

亡者は死後の生を受けるまでの間、冥土の役所（冥府という）でそれぞれの王が担当する庁を経て、娑婆でした罪の裁断を受ける。これにより来世の生きる場所が定まるといふ。

亡者は十王の庁を次の順序にまわる。

- ① 初七日＝秦広王→② 十四日＝初江王→③ 二十一日＝宋帝王→④ 二十八日＝
伍官王→⑤ 三十五日＝閻魔王→⑥ 四十二日＝變成王→⑦ 四十九日＝泰山府君→
⑧ 百箇日＝平等王→⑨ 一周忌＝都市王→⑩ 三周忌＝五道轉輪王

（12世紀～14世紀、七回忌 十三回忌 三十三回忌を加え十三仏として信仰されるようになった。）

七福神 福德の神 御丈3尺 檜材

- 大黒天・・・頭に頭巾 左肩に大きな袋 米俵を踏まえる
- 恵比寿（須）・・・風折り烏帽子 鯛を釣り上げる姿
- 毘沙門・・・よろいかぶと 手に鋒（当寺本尊）
- 弁才天・・・びわを弾く 音楽 弁舌が巧み
- 福祿寿・・・短身 頭長 髭が多い 経巻を結びつけた杖 鶴を従える 福と禄と寿の神
- 寿老人・・・長頭 老人 巻物をつけた杖 うちわを持ち シカを連れている
- 布袋・・・肥大な体躯 腹露出 布囊を担う



戊辰之役報国隊記念碑

報国隊 大橋治郎（島太郎）

治郎は勤皇側に立ち、遠州報国隊で活躍した。

この記念碑は大正13年3月10日、治郎の息子巖が建立。裏面に軍務官名をもって出された御沙汰状を記している。

記念碑裏面

【御沙汰状】

はるきたり
春 来 大総督ニ追隨致シ ひとかたならぬ だん
のいたり 二 候 今般東北平定ニ付 帰国申付候得共
之 至 二 候 今般東北平定ニ付 帰国申付候得共
緩急奉公可致旨 御沙汰候事
かんきゅう いたすべきむね ござたさうろうこと

十二月 軍務官

語 釈

- 春来＝慶応四年二月のこと
- 大総督＝有栖川宮熾仁親王（東軍総督）
ありすがわみやたるひと
- 「一方」ひとかたならぬ」と読む
- 神妙の至り＝普通の人がとても真似の
しんみょう
できないことまでして感心な様子
- 帰国申付候得共＝帰国を申しつけます
そうらえども
- 緩急＝差し迫った事態になること
が
- 奉公可致旨＝奉公致すべき旨と読む
- 沙汰＝処置について知らせる